

## フォローアップの実施とその進め方について

## 1 基本的な考え方

規制・制度改革に関する分科会（第3クール）において、過去に閣議決定した改革事項に関するフォローアップを実施する。改革事項が未だ実現していないものや、所期の成果が十分に上がっていないと考えられる事項については、その原因の分析・検証が必要であり、各府省の取組状況を下記の要領でフォローアップすることを通じて、改革の成果を高めていく。

## 2 フォローアップの進め方

## (1) 具体的な流れ

- ① 平成 21 年 9 月以降、直近までの規制・制度改革に係る閣議決定等について、各府省に対しフォローアップ調査を行う。
- ② 事務局にて、各府省の実施状況を分析・検証したうえで、「重点フォローアップ項目」を抽出、分科会にて各府省ヒアリングを実施する。
- ③ 実施状況の分析・検証、各府省ヒアリングを踏まえ、改革事項に関する指摘事項について、分科会で議論する。各府省の取組で模範的と思われるものがあれば、共有する。
- ④ 分科会の評価・指摘事項を行政刷新会議にて決定する。

## (2) 分析・検証の着眼点

改革事項に関する各府省の実施状況の分析・検証にあたっては、以下の着眼点に留意して行うこととする。

**① 実施期限が到来しているものについては、閣議決定等に基づいた措置が実施されているか。****a) 実施されている場合**

- ・ 周知等が明確になされ、現場でその効果が発揮されているか（ヒアリングにて検証することも念頭に置く）
- ・ 改革の趣旨・方向性を踏まえたものとなっているか
- ・ 時間の経過に伴う状況変化に照らし、更に行うべき見直しはないか

**b) 実施されていない場合**

- ・ その原因は何か、検討が開始されているか、改革事項の達成時期が明確になっているか

**② 実施期限が未到来もしくは経過中のものについては、**

- ・ 改革事項の達成時期を前倒しできないか
- ・ 実施にあたり、現時点で検討・議論している内容は、改革の方向性を踏まえたものになっているか

## (3) 重点分野（農業、医療、IT）との連携

- ・ 指摘事項のうち、重点分野（「規制・制度改革に関する分科会（第3クー

ル)の進め方」(平成23年11月8日規制・制度改革に関する分科会決定)  
2.(2)②)にて取り上げる改革事項があれば、テーマのひとつとして  
議論することを視野に入れる。

- ・平成21年9月以前の閣議決定についても、現時点で分野毎に取り組むべき改革項目がないか事務局内で検証を行い、必要に応じてWGのテーマとして取り上げることとする。

(4) 各府省への調査依頼内容(概要)

- ・現時点での改革事項に対する「実施状況」を記載する。
- ・記載にあたっては、講ぜられた措置を行った年月日を明示するとともに、関係資料の提出を求める。
- ・未実施の事項については、今後の予定について具体的な記載を求め、各事項の検討・実施の進捗状況を事務局が確認出来るようにする。
- ・各事項に関して講ぜられた措置について、一歩進めて行っている取組や改革を実施してもなお残る課題があれば、各府省に記載を求める。
- ・フォローアップ調査の報告結果は、原則として、分科会資料として公表する。

### 3 今後のスケジュール

12月1日	フォローアップ調査を各府省に依頼(1月6日回答)
1月	実施状況の分析・検証 重点フォローアップ項目を選定
2月	各府省ヒアリングを実施(※WGでは前倒し実施するものもある) 評価・指摘事項を整理
3月	評価・指摘事項を分科会及び行政刷新会議にて決定